

令和5年10月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和5年10月27日(金) 午後1時30分
 2. 開催場所 教育会館 第1研修室
 3. 出席委員 農業委員11名、農地利用最適化推進委員7名
 会長 1番 松村 勘兵衛
 会長職務代理 2番 辻 尊志
 農業委員 3番 北山 謙治
 4番 須見 則雄
 5番 山口 拓雄
 6番 山内 百合子
 7番 高野 忍
 9番 吉田 武博
 10番 滝本 和子
 11番 田中 政男
 12番 酒井 清泰

- 農地利用最適化 3番 田中 昭司
 推進委員 4番 吉田 新一
 5番 前田 壽夫
 6番 松井 喜治
 8番 林 博史
 9番 廣瀬 介治
 10番 鳥山 義昭

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第26号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第27号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第28号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第29号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第30号	農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供について	可決
議案第31号	現況証明願いについて	可決

- (報告事項) ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について
 ・ 農地の転用事実に関する照会の回答について
 ・ 農地法4条許可の取り消しに届出について

5. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 久永 幹生 主事 田中 愛里沙
 会計年度任用職員 山内 佳奈

事務局長 ただいまから、令和5年10月定例農業委員会を開催いたします。
また、横山委員、坂上委員、松田委員は欠席の旨、お聞きしております。

それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。

松村会長 (あいさつ)
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく願います。

事務局長 ありがとうございます。
では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長（松村会長） これより本日の会議に入ります。
事務局より10月分の経過報告を申し上げます。

事務局 (報告)

議長（松村会長） 報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、本日の議事録署名委員を
3番 北山 謙治 委員
4番 須見 則雄 委員
の両名にお願いします。

これより議事に入ります。

議長（松村会長） 日程第1 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明願います。

事務局 (説明)

議長（松村会長） このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。
①については山口委員より報告をお願いいたします。

山口委員 只今説明にございました1ページの田んぼは譲受人の家の前の田んぼでございまして、作業を行うのに都合が良いということで購入するに至ったということです。なんら問題はないと思いますのでよろしく願います。

議長（松村会長） ありがとうございます。
②については高野委員より報告をお願いいたします。

高野委員	写真の4ページから6ページの写真を見て頂くとお分かりのとおり、一方の田んぼにつきましては既に譲受人が2, 3年前から小作をされており、今回譲渡人が農地を売買されたいということで問題ないのではないかと思います。また上下の田んぼも譲受人の田んぼでございまして、譲渡人が小作をされているということで、作業をするのに都合が良いということでございます。それと申請地である田んぼと田んぼの間にU字溝が入っている換地がございまして、こちらにつきましては後日換地の払い下げ申請をして譲受人が取得したいという意向でございまして、既に区長や農家組合長の同意は得ておりますので、後日改めて申請があるのではと思います。以上です。
議長(松村会長)	ありがとうございました。 ③については須見委員より報告をお願いいたします。
須見委員	写真の7ページのところを見て頂きたいのですが、手前のほうが起こしてあるような感じで、後ろのほうが高くなっていると思うのですが、手前の農地を既に譲受人が作っておられて、後ろの農地も一緒に作ってしまうということになったんだと思います。ちょっと高さがあるので畑のような感じに見えますが、手前の農地と1枚の田んぼにして水稻をされるということで、問題はないかなと思います。以上です。
議長(松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
吉田武博委員	①の農地の内、上のほう田んぼなんですけれども、写真を見る限り水稻にできるような感じなんですか。
事務局	高野委員からのご報告がありましたとおり、田と田の間に入ってありますU字溝の換地のところを市から払い下げをされた後に、今回取得された農地と1枚の田んぼにして水稻をされると聞いております。
議長(松村会長)	他、ありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第25号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第25号は、原案どおり承認することに決しました。

議長 (松村会長)	日程第2 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	先だって18日の日に現地確認を行いました。現地は9ページの写真を見て頂くと分かる通り荒れておりまして、地権者が年に何回か草刈りをしているという状況でございます。写真にあるこの道路をつけて10年以上経つんですけども、今回この農地を宅地に転用して所有権を移転したいということでございますので、地権者並びに農家組合長の同意を得ているということです。よろしくお願いたします。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第26号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
田中政男委員	500㎡を超えていますけれども、問題なかったでしょうか。
事務局	田中委員のおっしゃるとおり一般個人住宅への転用面積は農地法の処理要領で500㎡までと決まっているんですけども、申請地の形状や土地利用の状況等を考慮してやむを得ない事情と認められる場合がございます。今回につきましても、500㎡を超える農地が25㎡であり、用途区域内で周りに農地が無く、25㎡だけを残しても有効に活用できないということから、やむを得ない状況と判断いたしました。事前に県の担当者にも相談し、やむを得ない状況と判断頂いております。
議長 (松村会長)	他、ありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第26号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
委員	異議無し

議長 (松村会長)	それでは、議案第26号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。
議長 (松村会長)	日程第3 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集計画の決定（所有権の移転）について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 ①については須見委員より報告をお願いいたします。
須見委員	資料の12～13ページを見て頂くと分かるのですが、この周辺に隣接する農地は譲受人が耕作しておりまして、真ん中に挟まった田んぼということで問題はないかなと思います。今後の小作についても問題ないかと思いません。以上です。
議長 (松村会長)	②については山口委員より報告をお願いいたします。
山口委員	譲渡人はもうこの地区に住んでおられず、田んぼだけがあり、あと（の家等）はみんな手放されておりまして、全部始末したいんじゃないかと思いません。なんら支障はないと思いますので、よろしく願います。
議長 (松村会長)	③については高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	この田んぼにつきましても先ほどの議案25号②と同じく県外に住んでおられる譲渡人の名義の田んぼでございます。譲受人が何年も前から申請地で小作をしておられるということです。また譲受人は認定農業者でございます、上下の田んぼやこの辺一帯を作っいらっしゃいますので問題ないかと思いません。よろしく願います。
議長 (松村会長)	④については須見委員より報告をお願いいたします。
須見委員	こちらにつきましてはこの土地の農事組合法人が一生懸命やっておられるところでございます、譲受人はその農事組合法人の組合員でございますので問題ないかと思いません。以上でございます。

議長 (松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第27号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第27号については、承認することに決しました。
議長 (松村会長)	続きまして、
	日程第4 議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(貸借権の設定)について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
	ないようですので、これより議案第28号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第28号については、承認することに決しました。
議長 (松村会長)	続きまして、
	日程第5 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による貸借権の設定)及び、日程第6 議案第30号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。 これらは関連がありますので一括して行います。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)

議長（松村会長）	<p>それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第29号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
田中政男委員	議案第30号の番号5について、面積が1,149㎡ありながら賃料が0円となっておりますが、この土地は大分条件が悪い田んぼとか何か理由があるんでしょうか。1,149㎡もありますので疑問に感じます。
事務局	農業公社のほうに確認させて頂きまして、また報告させていただきます。
議長（松村会長）	<p>他、ございませんか。</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第29号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
議長（松村会長）	それでは、議案第29号については、承認することに決しました。
議長（松村会長）	<p>続いて、議案第30号について採決いたします。 議案第30号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第30号については「適当である」旨の意見を付すること決しました。

議長（松村会長）	<p>続きまして、日程第7 議案第31号 現況証明願いについてを議題とします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	（説明）
議長（松村会長）	<p>このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。</p> <p>①、②については山口委員より報告をお願いいたします。</p>
山口委員	<p>①についてですが、24ページの写真のとおり、砂利が敷いてありまして農地という状態ではございません。②についても27ページの写真のとおり農地ではないというような状態でした。見たとおりでございます。どうぞよろしく願います。</p>
議長（松村会長）	③については、高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	<p>この件につきましては先月、9月の定例会で議案にありました非農地で現況証明の承認がされたところでございますが、この一筆が漏れていたということで、追加申請という形でございます。よろしく願います。</p>
議長（松村会長）	④については、須見委員より報告をお願いいたします。
須見委員	<p>写真の31ページを見て頂くと分かるんですが、車庫がございましてその前に三角地となっているところでございます。またこの申請者につきまして、以前から聞いている名前と思うんですが、こちら申請が漏れていたのではないかと思います。以上でございます。</p>
議長（松村会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、これより、採決いたします。</p> <p>議案第31号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。</p>
吉田武博委員	②と④について、議案のほうの住所と写真の住所がずれているんですけども、どちらが正しいのでしょうか。

事務局	申し訳ございません。②については議案書のほうが誤った地番となっております。④については写真の地番が間違っております。議案書の地番が正しいものでございます。大変失礼いたしました。
議長（松村会長）	他、ございませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第31号は、一部修正の上、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第31号については、原案どおり承認することに決しました。
議長（松村会長）	次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、次に農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、次に農地法第4条許可の取り消しの届出について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）

議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、その他について事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは地域計画の進捗状況についてご報告いたします。 （報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、全体を通して何かご質問はございませんか。 最後に、次回の定例農業委員会について、事務局より説明願います。
事務局	次回の農業委員会は、令和5年11月24日(金)午後1時30分から、勝山市教育会館 3階 第3研修室にて、農地利用最適化推進委員会と合同開催を予定しております。よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	以上で本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。みなさまご協力いただきありがとうございました。 では、進行を事務局にお戻しします。
事務局長	松村会長、ありがとうございました。 今回議案書と資料の修正が多々ございまして大変申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように確認を行います。 以上で10月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、辻職務代理より閉会のことばを申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉